

宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条による 住民への周知について

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）による許可が必要となる宅地造成及び特定盛土等（盛土・切土）、又は土石の堆積に関する工事を行おうとする工事主は、あらかじめ、工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会その他の方法により工事内容を周知する必要があります。

なお、堺市開発行為等の手続に関する条例第2条に規定する開発行為等（盛土規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地において高さが15mを超える盛土をする場合は除く。）については、同条例第5条第1項の標識の設置により住民への周知とすることができます。

1. 周知の方法

住民への周知は、次のいずれかの方法により行ってください。なお、盛土規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）において高さが15mを超える盛土をする場合は、(ア)説明会の開催による周知を必須とします。

- (ア) 説明会の開催
- (イ) 書面の配布
- (ウ) 工事を行う土地又はその周辺での掲示、及びウェブページへの掲載

2. 周知の内容

周知する工事の内容は、次のとおりです。

- (1) 工事主の氏名（名称）
- (2) 代理人の氏名（名称）及び連絡先
- (3) 工事が施行される土地の所在地
- (4) 工事施行者の氏名又は名称
- (5) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 盛土・切土、又は土石の堆積の高さ
- (7) 盛土・切土、又は土石の堆積を行う土地の面積
- (8) 盛土・切土、又は土石の堆積の土量

3. 周知する範囲

住民への周知を行う範囲は、次のとおりです。

- (1) 宅地造成等に関する工事を行う土地の隣接地
- (2) その他工事の内容により必要と認められる範囲